

特定非営利活動法人Saica定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人Saicaという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、主にさいたま市民に対し、自己啓発のためのセミナー・ワークショップやスポーツ、子育てボランティア等を行い、子どもや青少年の心身の育成および地域の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① スポーツを通して心身の健康促進と和睦を図る事業
 - ② 学生に向けたセミナーやワークショップ等の自己啓発促進事業
 - ③ さいたま市の幼児・児童に向けた子どもボランティア

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むもの

とし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

（退会）

第9条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

（除名）

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

（抛出金品の不返還）

第11条 既に納入したその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

（役員の種類、定数及び選任等）

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
- (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 理事長及び副理事は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事長は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくは法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第14条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第16条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員の報酬)

第17条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第18条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第4章 総会

(総会の種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 会員の除名
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会における表決権等)

第27条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数(書面等表決者及び表決委任者の場合にあつてはその数を付記すること。)

- (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面若しくは電磁的方法により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第36条 各理事の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面等表決者にあつてはその旨を付記すること。)

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計等

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収益
- (4) 資産から生じる収益
- (5) その他の収益

(資産の管理)

第 3 9 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 4 0 条 この法人の会計は、法第 2 7 条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第 4 1 条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業に関する会計

(事業年度)

第 4 2 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 4 3 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立の日までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
- 3 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。
- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 4 4 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第45条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第46条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 社員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第47条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 雑則

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

(施行細則)

第49条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	古山啓佑
副理事	吉野裕子
副理事	横野綾乃
監事	安藤静恵
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和9年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

さいたま市、特に当団体が本拠地を置く緑区、浦和区周辺は子育て世帯が多く、人口流入も顕著で、様々な立場や年代の人たちと接する機会も多い地域です。また、教育に熱心な地区でもあり、多くの優秀な人材が育っています。その地域性、強みを一層生かし発展させるため、主の岩教会の有志が集まり、地域貢献活動を始めようになりました。具体的にはサッカーを中心としたスポーツの開催、クリスマスの路上ゴスペルライブ、学生向けの自己啓発ワークショップなどです。これらの活動は一定の成果を収め、活動への参加者も増えてきました。今後はこれらの活動を継続しつつ、行政含め地域貢献を行っている他団体や学生サークル等とも積極的に連携を取り、事業をさらに発展させていきたいと思っています。

今回、法人として申請するに至ったのは、有志たちで実践してきた活動をさらに地域に定着させ継続的に推進していくことと、地域の行政や関連団体との連携を深めていく観点から、社会的にも認められた公的な組織にしていけることが最良の策であると考えたからです。また、当団体の活動が営利目的ではなく、多くの市民の方々に参画していただくことが不可欠であるという点から、特定非営利活動法人格を取得するのが最適であると考えました。

法人化することによって、組織を発展、確立することができ、地域の交流や和睦の機会を設け、子どもの健全育成、スポーツの振興、まちづくりの推進に関わる様々な事業を流域全体にわたって展開することができるようになり、地域社会に広く貢献できると考えます。

2 申請に至るまでの経過

さいたま市を中心に地域の活性化に貢献したいという有志5人が集まり、単発での活動を行っていましたが、さらなる活動の充実を目指し、設立発起人の意見に賛同した後、令和7年3月に会員間での意思確認を行い、同年5月に設立総会を開催し、今回の申請をするに至りました。

【活動履歴】

2024年12月 浦和駅前でのクリスマス路上ライブ開催
2024年12月 第1回大学生向け自己啓発ワークショップ開催
2025年1月～ 週に2～3回 学生・社会人を中心としたサッカー開催
2025年2月 第2回大学生向け自己啓発ワークショップ開催

2025年 6月 1日

特定非営利活動法人Saica

設立代表者

氏名 古山 啓佑

役 員 名 簿

特定非営利活動法人Saica

役 名	(ふりがな) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事	(ふるやま けいすけ) 古山 啓佑		無
理事	(よしの ゆうこ) 吉野 裕子		無
理事	(よこの あやの) 横野 綾乃		無
監事	(あんどう しずえ) 安藤 静恵		無

2025

年度事業計画書

特定非営利活動法人Saica

1 事業実施の方針

この法人は、主にさいたま市民に対し、子どもや青少年の心身の育成および地域の活性化に寄与することを目的として、スポーツを通じた心身の健康促進と和睦を図る事業および学生に向けたセミナーやワークショップ、子育てボランティア等の事業を実施する。

2 事業の実施に関する事項（成立の日 ～ 2026年3月31日）

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者の範囲及び 予定人数		支出見 込み額 (円)
スポーツを通して心身の健康促進と和睦を図る事業	サッカークラブ (スポーツを通じた10～20代の青少年の心身の発達および人材育成を目的としたスポーツ教育)	毎週日 曜15:30 ～17:30	西堀高 沼グラ ウンド ／大間 木公園 サッカー 場	20名	10～ 20代 の男 女	各回 5名	188,00 0円
学生に向けたセミナーやワークショップ等の自己啓発促進事業	マナビバ (10～20代の青少年に向けて自己啓発や進路相談を目的とした講演会やワークショップを開催し、自己成長の一助となる)	2ヶ月に 一度	浦和コ ミュニ ティセ ンター	20名	高校 生～ 大学 生の 男女	各回 5名	103,00 0円
さいたま市の幼児・児童に向けた子どもボランティア	子どもボランティア さいたま市の幼児・児童を対象に外遊びの場を提供すると共に、ボランティアスタッフを募集することで地域を巻き込んで子どもを育てていく環境をつくる	月に一 度	さいた ま市の 公園お よび児 童施設	20名	幼初 等部 の児 童お よび大 学生	各回 10名	44,000 円

2025年度 活動予算書
(成立の日から2026年3月31日まで)

特定非営利活動法人Saica
単位：円

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取寄附金			
受取寄附金	90,000	90,000	
2 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
3 事業収益			
スポーツを通して心身の健康促進と和睦を図る事業	132,000		
学生に向けたセミナーやワークショップ等の自己啓発促進事業	210,000		
さいたま市の幼児・児童に向けた子どもボランティア	60,000	402,000	
4 その他収益			
受取利息	0		
雑収入	0	0	
経常収益計 (A)			492,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1)その他経費			
賃借料	74,000		
飲食費	41,000		
社外役員費	40,000		
会費	100,000		
旅費交通費	20,000		
雑費	50,000		
消耗品費	10,000		
その他経費計	335,000		
事業費計		335,000	
2 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
会議費	5,000		
旅費交通費	5,000		
雑費	3,000		
その他経費計	13,000		
管理費計		13,000	
経常費用計 (B)			348,000
当期経常増減額 (A－B)			144,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
経常外収益計 (C)			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
経常外費用計 (D)			0
①当期正味財産増減額 (A-B+C-D)			144,000
②設立時正味財産額			10,000
次期繰越正味財産額 (①+②)			154,000

2026

年度事業計画書

特定非営利活動法人Saica

1 事業実施の方針

この法人は、主にさいたま市民に対し、子どもや青少年の心身の育成および地域の活性化に寄与することを目的として、スポーツを通じた心身の健康促進と和睦を図る事業および学生に向けたセミナーやワークショップ、子育てボランティア等の事業を実施する。

2 事業の実施に関する事項（2026年4月1日 ～ 2027年3月31日）

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者の範囲及び 予定人数		支出見 込み額 (円)
スポーツを通して心身の健康促進と和睦を図る事業	サッカークラブ (スポーツを通じた10～20代の青少年の心身の発達および人材育成を目的としたスポーツ教育)	毎週日 曜15:30 ～17:30	西堀高 沼グラ ウンド ／大間 木公園 サッカー 場	20名	10～ 20代 の男 女	各回 5名	188,00 0円
学生に向けたセミナーやワークショップ等の自己啓発促進事業	マナビバ (10～20代の青少年に向けて自己啓発や進路相談を目的とした講演会やワークショップを開催し、自己成長の一助となる)	2ヶ月に 1度	浦和コ ミュニ ティセ ンター	20名	高校 生～ 大学 生の 男女	各回 8名	103,00 0円
さいたま市の幼児・児童に向けた子どもボランティア	子どもボランティア さいたま市の幼児・児童を対象に外遊びの場を提供すると共に、ボランティアスタッフを募集することで地域を巻き込んで子どもを育てていく環境をつくる	月に1度	さいた ま市の 公園お よび児 童施設	20名	幼初 等部 の児 童お よび大 学生	各回 10名	44,000 円

2026年度 活動予算書
(2026年4月1日から2027年3月31日まで)

特定非営利活動法人Saica
単位：円

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取寄附金			
受取寄附金	90,000	90,000	
2 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
3 事業収益			
スポーツを通して心身の健康促進と和睦を図る事業	132,000		
学生に向けたセミナーやワークショップ等の自己啓発促進事業	210,000		
さいたま市の幼児・児童に向けた子どもボランティア	60,000	402,000	
4 その他収益			
受取利息	0		
雑収入	0	0	
経常収益計 (A)			492,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1)その他経費			
賃借料	74,000		
飲食費	41,000		
社外役務費	40,000		
会費	100,000		
旅費交通費	20,000		
雑費	50,000		
消耗品費	10,000		
その他経費計	335,000		
事業費計		335,000	
2 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
会議費	5,000		
旅費交通費	5,000		
雑費	3,000		
その他経費計	13,000		
管理費計		13,000	
経常費用計 (B)			348,000
当期経常増減額 (A - B)			144,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計 (C)		0	0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計 (D)		0	0
①当期正味財産増減額 (A - B + C - D)			144,000
②前期繰越正味財産額			154,000
次期繰越正味財産額 (① + ②)			298,000